

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規 則

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

（情報行政課）

一

告 示

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正

（情報政策課）

一

○救急医療機関の認定

（医療整備課）

一

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

（都市計画課）

二

○土地区画整理事業の換地処分届出

（同）

二

○都市計画事業の認可

（同）

二

○都市計画事業の事業計画変更の認可（六件）

（同）

二

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）

四

規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

ページ

告 示

第二条第二項第一号中、「又はこれら」を、「これら」に改め、「もの」の下に、「又は県が設立した地方独立行政法人若しくは宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社若しくは宮城県土地開発公社（以下「地方独立行政法人等」という。）」を加え、同項第三号八中「知事」の下に、「又は地方独立行政法人等」を加える。

第三条中、「知事」の下に、「又は地方独立行政法人等」を加える。

第八条第一項中「知事」の下に、「若しくは地方独立行政法人等」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百三十号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、一 26の改正規定は平成二十三年三月二十五日から、同一、12及び13の改正規定は同年四月一日から、同27の改正規定は同年六月一日から施行する。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 一中、「第四条」の下に、「同条例第二条第一項に規定する実施機関のうち県が設立した地方独立行政法人並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社に対する申請等にあつては、知事の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う場合に限る。」を加え、同12中「第三項」を「第四項」に改め、同13中「含む。」の下に、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項第八号の規定により宮城県道路公社が県に代わつて行う道路法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを除く。」を加え、同26中「第十三条第三項第一号」を「第二十条第三項第一号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同27中「第十条の二第一項（同条例第十条第三項第一号）を「第十条第五項（同条例第三項第一号）に、「第八号」を「第九号」に改める。

○宮城県告示第二百三十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原一〇〇	平成二十三年三月二十日	平成二十六年三月十日
登米市立豊里病院	登米市立豊里町土手下七四	平成二十三年三月二十一日	平成二十六年三月十日

○宮城県告示第二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町大和インター周辺土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

三 設立認可の年月日

平成十年一月二十九日

四 変更認可の年月日

平成二十三年三月十一日

○宮城県告示第二百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

大衡村奥田土地区画整理事業

二 施行者の名称

宮城県住宅供給公社

三 事務所所在地

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

四 換地処分の年月日

平成二十三年三月二日

○宮城県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・二〇三十一号 清水沢多賀城線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県多賀城市町前一丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

<p>三 事業施行期間 三・四・七十号 中田北線 平成八年九月十三日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百二十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十三年三月二十五日</p>	<p>一 施行者の名称 仙台市 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業 2 名称 三・四・六十七号 中田吹上線</p> <p>三 事業施行期間 平成八年九月十三日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p>
<p>一 施行者の名称 仙台市 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業 2 名称 三・三・三百二十二号 長町八木山線</p> <p>三 事業施行期間 平成九年十二月九日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 なし</p>	<p>○宮城県告示第二百三十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十三年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 仙台市 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業 2 名称 三・三・三百二十二号 長町八木山線</p> <p>三 事業施行期間 平成二年九月四日から平成二十六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p>

<p>変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百二十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十三年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・三・二十九号 八軒小路北宮城野線及び三・四・四十九号 狐小路尼寺線</p> <p>三 事業施行期間 平成十六年三月十二日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百四十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十三年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙台市</p>	<p>仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・一・七号 郡山折立線</p> <p>三 事業施行期間 平成十二年一月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p>
<p>○宮選管告示第二十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成二十三年三月二十五日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 佐藤 健一</p> <p>（政党の支部） 血田民生党女川町支部 報告年月日 22.10.15</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>1 収入総額 1,037,003 前年繰越額 289,003 本年収入額 748,000</p> <p>2 支出総額 478,400</p> <p>3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (22人) 48,000 寄附 500,000 団体分 500,000</p>	<p>選挙管理委員会</p>

<p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党宮城県第五選挙区支部</p>	<p>200,000 200,000</p>	<p>組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費</p>	<p>564,241 70,665 70,665</p>
<p>4 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 寄附・交付金</p>	<p>478,400 78,400 400,000</p>	<p>5 寄附の内訳 (個人分) 山本 義彦 須田 善明</p>	<p>500,000 石巻市 1,300,000 牡鹿郡女川町</p>
<p>5 寄附の内訳 (団体分) 女川町魚市場買受人組合 (資金管理団体) 須田善明連合後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 須田 善明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 22.10.18</p>	<p>500,000 牡鹿郡女川町</p>	<p>(政治団体分) 自由民主党宮城県支部連合会 自由民主党女川町支部 杜の会</p>	<p>300,000 仙台市青葉区 400,000 牡鹿郡女川町</p>
<p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額</p>	<p>2,689,827 156,046 2,533,781</p>	<p>1 収入総額 2 支出総額 (その他の政治団体) あべかつのり後援会 報告年月日 22.12.21</p>	<p>0 0 259,869 59,869 200,000</p>
<p>2 支出総額 本年収入の内訳 寄附 個人分 政治団体分 その他の収入 一件十万円未満のもの</p>	<p>2,347,545 2,500,000 1,800,000 700,000 33,781</p>	<p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 3 本年収入の内訳 寄附 個人分</p>	<p>259,869 59,869 200,000 186,564 200,000 200,000</p>
<p>4 支出の内訳 経常経費 人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費</p>	<p>1,712,639 480,000 188,020 50,139 994,480 634,906</p>	<p>4 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 5 寄附の内訳 (個人分)</p>	<p>186,564 186,564</p>

阿部 勝	200,000	東松島市
池田友信後援会		
報告年月日 22.12.6		
1 収入総額	67,664	
前年繰越額	67,664	
2 支出総額	0	
いとう一郎後援会		
報告年月日 22.04.9		
1 収入総額	319	
前年繰越額	319	
2 支出総額	0	
栗田彰後援会		
報告年月日	22.11.30	
1 収入総額	21,488	
前年繰越額	21,488	
2 支出総額	0	
佐々木晴後援会		
報告年月日 22.12.1		
1 収入総額	223,479	
前年繰越額	23,479	
本年収入額	200,000	
2 支出総額	216,848	
本年収入の内訳		
個人の党費・会費	50,000	(125人)
寄附	150,000	
個人分	150,000	
4 支出の内訳		
経常経費	22,178	
備品・消耗品費	22,178	
政治活動費	194,670	
機関紙誌の発行その他の事業費	194,670	
機関紙誌の発行事業費	27,720	
宣伝事業費	166,950	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
佐々木晴子	100,000	仙台市若林区
年間五万円以下のもの	50,000	
佐藤まさる後援会		
報告年月日 22.12.10		
1 収入総額	203,805	
前年繰越額	203,805	
2 支出総額	0	
鈴木高行後援会		
報告年月日 22.11.11		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
須田善明後援会		
報告年月日 22.10.15		
1 収入総額	440,115	
前年繰越額	140,086	
本年収入額	300,029	
2 支出総額	274,556	
本年収入の内訳		
寄附	300,000	
政治団体分	300,000	
その他の収入	29	
一件十万円未満のもの	29	
4 支出の内訳		
経常経費	274,556	
光熱水費	24,232	
事務所費	250,324	
5 寄附の内訳		

<p>(政治団体分) 自由民主党宮城県第五選挙区支部 税理士による愛知治郎後援会</p>	<p>300,000 石巻市</p>	<p>1 収入総額 313,000</p>
<p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号</p>		<p>前年繰越額 2,698</p>
<p>公職の候補者の氏名 愛知 治郎</p>		<p>2 支出総額 297,300</p>
<p>公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員</p>		<p>3 本年収入の内訳 185,000</p>
<p>報告年月日 22. 11. 25</p>		<p>寄付 185,000</p>
<p>1 収入総額 211,533</p>		<p>個人分 185,000</p>
<p>前年繰越額 111,456</p>		<p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 125,300</p>
<p>本年収入額 100,077</p>		<p>大会参加費 125,300</p>
<p>2 支出総額 111,485</p>		<p>その他の収入 2</p>
<p>3 本年収入の内訳 100,000</p>		<p>一件十万円未満のもの 2</p>
<p>寄附 100,000</p>		<p>4 支出の内訳 297,300</p>
<p>政治団体分 100,000</p>		<p>政治活動費 297,300</p>
<p>その他の収入 77</p>		<p>組織活動費 297,300</p>
<p>一件十万円未満のもの 77</p>		<p>5 寄附の内訳</p>
<p>4 支出の内訳 111,485</p>		<p>(個人分)</p>
<p>政治活動費 111,485</p>		<p>瀬戸 昭子 185,000 黒川郡大和町</p>
<p>組織活動費 111,485</p>		<p>深谷晃祐後援会</p>
<p>5 寄附の内訳</p>		<p>報告年月日 22. 3. 31</p>
<p>(政治団体分)</p>		<p>1 収入総額 0</p>
<p>宮城県税理士政治連盟 100,000 仙台市青葉区</p>		<p>2 支出総額 0</p>
<p>瀬戸健治郎後援会</p>		<p>福島紀勝後援会</p>
<p>報告年月日 22. 11. 30</p>		<p>報告年月日 22. 3. 30</p>
<p>1 収入総額 0</p>		<p>1 収入総額 0</p>
<p>2 支出総額 0</p>		<p>2 支出総額 0</p>
<p>大和町愛知会</p>		<p>藤倉知格後援会</p>
<p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号</p>		<p>報告年月日 22. 12. 8</p>
<p>公職の候補者の氏名 愛知 治郎</p>		<p>1 収入総額 1,400,000</p>
<p>公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員</p>		<p>本年収入額 1,400,000</p>
<p>報告年月日 22. 12. 2</p>		<p>2 支出総額 1,175,839</p>
		<p>3 本年収入の内訳</p>

寄附	1,400,000	年間五万円以下のもの	58,000
個人分	200,000	緑山市朗後援会	
政治団体分	1,200,000	報告年月日 22. 4. 7	
4 支出の内訳		1 収入総額	0
経常経費	1,175,839	2 支出総額	0
人件費	420,000	吉田ゆうや後援会	
光熱水費	100,229	報告年月日 22. 3. 31	
備品・消耗品費	64,793	1 収入総額	0
事務所費	590,817	2 支出総額	0
5 寄附の内訳			
(個人分)			
藤倉 知格	200,000	黒川郡大和町	
(政治団体分)			
自由民主党宮城県支部連合会	900,000	仙台市青葉区	
自由民主党宮城県第四選挙区支部	300,000	塩竈市	
水戸よしひろ後援会			
報告年月日 22. 11. 9			
1 収入総額	143,626		
前年繰越額	49,126		
本年収入額	94,500		
2 支出総額	96,949		
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	36,500	(73人)	
寄附	58,000		
個人分	58,000		
4 支出の内訳			
政治活動費	96,949		
組織活動費	84,550		
その他の経費	12,399		
5 寄附の内訳			
(個人分)			